

介護保険制度見直しに関する意見書

厚生労働省・社会保障審議会介護保険部会は7月30日、「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。

今後、介護保険の認定者がふえるのは、高齢者人口がふえ、しかも後期高齢者75歳以上がふえるのは、必至であり、半ば必然である。今回の見直しは、制度全般にわたるものであり、利用者はもとより三鷹市民及び三鷹市にとって極めて大きな影響がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、介護保険制度の見直しに当たり、下記のことを含む施策の充実を強く要望するものである。

記

- 1 単に財政上の視点から利用者や保険者に負担を転嫁することなく、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して利用できる」制度へ改善することが必要である。利用者へのサービスの向上や自立支援策の充実の観点から国民的合意が得られるよう十分な議論を尽くし、慎重に見直しを行うこと。
- 2 「高齢者筋力トレーニング」に適する人のほとんどが、実際には何らかの手助けを必要とする状態であることから、国はサービス効果の十分な検証を行うとともに、「介護予防事業」に係る財源を十分確保すること。予防給付を実施したことにより、他のサービス利用を制限しないこと。
- 3 生活援助型のサービスは、孤立しがちな高齢者にとってホームヘルパーとの触れ合いによって生きがいや活力復活に大きな役割を果たしてきている。生活援助型のサービス利用者の大部分が要支援や要介護度1の人である。したがって、「新・予防給付」を実施したことにより、他のサービス利用を制限しないこと。
- 4 グループホーム、特別養護老人ホームを初めとする社会福祉基盤の整備を進めること。施設入所者への「居住費」負担や、食費の負担引き上げは行わないこと。あわせて利用者が安心して利用できる減免制度を設けること。
- 5 居宅重視の地域密着型サービスには24時間ヘルプ体制が不可欠である。地域ケアの推進に当たっては、財源を十分に確保し、市町村との十分な協議期間を保証すること。
- 6 保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を整備し、国の制度として財源を措置すること。また、「7段階制」などにより所得に応じた保険料にすること。
- 7 「障害者支援費制度」との統合は時期尚早であり、実施しないこと。

- 8 被保険者の範囲を40歳未満に引き下げ対象範囲を拡大することは、国民年金の現状が示すように若年層への負担強化になり、制度そのものの存続を危うくする危険性があるので実施しないこと。
- 9 介護労働者の労働条件改善は緊急の課題である。国庫負担を増額すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年12月22日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男